

特定非営利活動法人 ウヨロ環境トラスト 定款

(2004年 7月10日 制定)

(2008年10月11日 変更)

目 次

第1章 総則	(第1条～第2条)
第2章 目的及び事業	(第3条～第4条)
第3章 会員	(第5条～第11条)
第4章 役員及び職員	(第12条～第19条)
第5章 総会	(第20条～第29条)
第6章 理事会	(第30条～第37条)
第7章 資産及び会計	(第38条～第50条)
第8章 定款の変更、解散及び合併	(第51条～第54条)
第9章 公告の方法	(第55条)
第10章 雜則	(第56条)
附 則	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ウヨロ環境トラストと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道白老郡白老町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、里地・里山の田園的景観が残されているウヨロ川流域及びその周辺において、ナショナルトラスト活動及び環境ボランティア活動、森づくり活動、環境学習活動を推進することにより、ウヨロ川流域及びその周辺の自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の別表第2号、3号、5号、17号に該当する活動を行い、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①自然環境保全地の保有、管理などナショナルトラスト活動
- ②自然環境保全地及びその周辺での実践的環境保全のための環境ボランティア活動
- ③自然環境保全地及びその周辺での森づくり活動

- ④自然環境保全地及びその周辺での環境学習活動
- ⑤前各号に関する情報収集及び調査研究
- ⑥自然環境に関する施設の管理運営の受託
- ⑦当会の目的を達成するための印刷物、会報誌の発行
- ⑧その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①物品の斡旋及び販売
- ②業務の請負、受託
- ③役務の提供

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員を法上の社員とする。

(1) 正会員

- ① 普通会員 この法人の目的に賛同して加入した18歳以上の個人
- ② 終身会員 この法人の目的に賛同して加入した個人で、総会で定める一定金額以上の金品を納付した者
- ③ 団体会員 この法人の目的に賛同して加入した団体
- ④ 特別会員 この法人の目的の達成に多くの貢献をなし、理事会の議決により推薦された者

(2) 準会員

- ① 家族会員 普通会員又は終身会員の家族で、この法人の目的に賛同し、その事業に協力するために加入した個人
- ② 青少年会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力するために加入した18歳未満の青少年
- ③ 学生会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力するために加入した18歳以上の学生

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために加入した個人及び団体

(4) 名誉会員 この法人の目的の達成に多くの貢献をなし、理事会の議決により推薦された個人及び法人

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に入会申込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)2年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 4人以上9人以内

(2) 監 事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長、専務理事を補佐してこの法人の日常の業務を掌理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでは、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができます。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事会に基づいて、理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 北海道による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で決定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会において定める次に掲げる者とし、その任期は、2006年3月31日までとする。
(省略)
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ① 普通会員 5,000円
- ② 終身会員 100,000円
- ③ 団体会員 一口 20,000円

(2) 準会員

- ① 家族会員 2,000円
- ② 青少年会員 1,000円
- ③ 学生会員 2,000円

(3) 賛助会員 一口 5,000円

(4) 特別会員 免除

附 則

- 1 この定款は、2008年10月11日から施行する。